

様式第3号（第9条関係）

一般競争入札参加申請書

年 月 日

城里町長 様

申請人 所在地（住所）
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名 印

所在地（住所）
構成員 商号又は名称
代表者氏名 印

年 月 日付け公告のあった下記の工事に係る一般競争入札に参加したいので、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第9条の規定により、別添資料を添えて申請します。

記

1 入札対象工事

- (1) 工事番号及び工事名
- (2) 工事場所

2 添付資料

- (1) 一般競争入札参加申請資料(様式第4号)
- (2) 技術者配置予定表(様式第5号)
- (3) 元請としての施工実績表(様式第6号)
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第20号)

様式第4号（第9条関係）

一般競争入札参加申請資料

（社名等）

区 分	構 成 員 1（代 表 者）	構 成 員 2
(1) 城里町建設工事等入札参加資格 審査結果	工種 _____ ・ 格付 _____	工種 _____ ・ 格付 _____
(2) 最新の総合評定値通知書の総合 評定値	総合評定値(P) _____ 点	総合評定値(P) _____ 点
(3) 技術者等の配置	資格名 _____ _____ (様式第5号)	資格名 _____ _____ (様式第5号)
(4) 本店、支店、営業所等	本店 _____ 都道府県 _____ 市区町村 _____ 支店 _____ 市町村 _____ 営業所等 _____ 市町村 _____	本店 _____ 市 区 _____ 町 村 _____
(5) 特定建設業の許可	有 無	有 無
(6) 年間平均完成工事高	工種 _____ 千円 _____	工種 _____ 千円 _____
(7) 同種元請としての施工実績	_____ 千円 (様式第6号)	_____ 千円 (様式第6号)

注 上記の(1)、(4)、(5)については、城里町建設工事等入札参加資格審査結果の内容に基づいて記入すること。(2)、(6)については、最新の経営規模等評価結果通知書並びに総合評定値通知書に基づいて記入すること。

また、最新の経営規模等評価結果通知書並びに総合評定値通知書の写しを添付すること。

様式第5号（第9条関係）

技術者配置予定表

（社名等）

区 分		ふりがな 氏 名	年齢	歳
所 属 社 名 等				
勤 務 場 所				
現 住 所				
資 格				
最 終 学 歴				
経 験 年 数				
工 事 経 験	工 事 名			
	工 事 場 所			
	元請・下請の別			
	請 負 金 額	（ ） 千円	（ ） 千円	
	工 事 期 間	～ 日間	～ 日間	
	担 当 区 分			
	工 事 概 要 ・ 技 術 的 特 記 事 項			

- 注1 区分は、監理、主任技術者、技術者等を記載すること。
- 2 共同企業体にあつては、構成員ごとに提出すること。
- 3 請負金額の上段（ ）は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 報告した技術者については、必ず当該工事に専任配置すること。
- 5 技術者等については、必ず保険証及び雇用保険の写しを添付すること。
- 6 工事経験記載事項については、「CORINS」の写し若しくは発注者の証明書のいずれかを添付すること。

様式第6号（第9条関係）

元請としての施工実績表

（社名等）

番号	年度	工事名	工事場所	発注機関	請負金額	工事期間	単独・共同企業体 （代表者・構成員・ 出資比率）の別	工事概要・技術的特記事項
					（ ） 千円	日間 ～		
					（ ） 千円	日間 ～		
					（ ） 千円	日間 ～		

注1 年度において、公共団体発注の工事（この公告の工事と同種工事）で元請として発注した実績について記載すること（茨城県内に実績がある場合は、これを記入のこと）。

2 工事实績として、「CORINS」の写し若しくは発注者の証明書のいずれかを添付すること。

3 請負金額の上段（ ）は、共同企業体の場合の全体額を記載すること。

様式第20号（第38条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（以下「甲」という。）と
城里町が発注する
（以下「乙」という。）とは、
工事（当該工事内容の変更を含む。以下「建設工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の結成について、次の各項により協定する。

（目的）

第1条 共同企業体は、次に掲げる事業を共同して営むことを目的とする。

- （1）建設工事の請負
- （2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 共同企業体は、
特定建設工事共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を城里町大字
番地に置く。

（共同企業体の成立及び解散）

第4条 共同企業体は、
年 月 日に成立し、建設工事請負契約を締結したときは、当該建設工事の履行完了後2年を経過する日に解散するものとする。

2 共同企業体は、建設工事を請け負うことができなかつたときは、当該建設工事の請負契約の締結のあつた日の翌日をもって解散するものとする。

（構成員）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員1 所在地（住所）

（代表者） 商号又は名称

構成員2 所在地（住所）

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 共同企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同企業体の代表者は、建設工事について共同企業体を代表して発注者、監督官庁等と折衝する権限及び当該共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第8条 共同企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。この場合において、建設工事について発注者との間に請負契約の内容に変更があつても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

構成員1 商号又は名称 %

構成員2 商号又は名称 %

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の請負契約の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 共同企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行について連帯してその責めを負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、とし、当該共同企業体名義で設けた
別口預金口座により取引するものとする。

(決算)

第12条 共同企業体の決算は、建設工事の履行完了後において行うものとする。

(利益金の配当)

第13条 共同企業体は、前条に規定する決算の結果利益金を生じたときは、第8条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 共同企業体は、第12条に規定する決算の結果欠損金を生じたときは、第8条に規定する出資割合により構成員が負担金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡制限)

第15条 共同企業体の構成員は、この協定に基づく権利義務を他に譲渡することができない。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 共同企業体の構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ第4条の規定による共同企業体の解散の日までは脱退することができない。

2 共同企業体の構成員が発注者及び構成員全員の承諾により当該共同企業体を脱退したときは、残存構成員が建設工事の履行を完了するものとする。

3 共同企業体の構成員が脱退した場合における残存構成員の出資比率は、脱退構成員が脱退前に有していた出資割合を残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する出資割合に加えた割合とする。

4 脱退した共同企業体の構成員の出資金の返還は、第12条に規定する決算の際に返還するものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じたときは、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 共同企業体が第12条に規定する決算の結果利益金が生じた場合においては、脱退した構成員に対して利益金の配当を行わないものとする。

(構成員の破産等)

第17条 共同企業体の構成員の破産又は解散については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 共同企業体は、当該共同企業体の解散後においても、建設工事にかしがあったときは、構成員が連帯してその責めを負うものとする。

(協議)

第19条 この協定書の定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、第9条に規定する運営委員会において協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有し、1通を発注者へ提出する。

年 月 日

構成員 1	所在地 (住所)	
甲 (代表者)	商号又は名称	
	代表者氏名	印
	所在地 (住所)	
乙 構成員 2	商号又は名称	
	代表者氏名	印
	所在地 (住所)	

委任状

年 月 日

城里町長 様

企業体の名称	特定建設工事共同企業体
構成員 1 所在地(住所)	
(代表者) 商号又は名称	
代表者氏名	印
構成員 2 所在地(住所)	
商号又は名称	
代表者氏名	印

私は、次の共同企業体の構成員を代理人定め、
に関し、下記の権限を委任します。

受任者 所在地(住所)
商号又は名称
代表者氏名

委任事項

1. 特定建設工事共同企業体結成に関する事。
2. 入札並びに見積りに関する事。
3. 契約締結に関する事。
4. 支払金の請求並びに受領に関する事。
5. 複代理人の選任及び解任に関する事。

受任者使用印鑑



留 意 事 項

1. 申請資料等については、クリップ止で提出すること。
2. 特定建設工事共同企業体協定書及び委任状については、袋とじすること。
3. 特定建設工事共同企業体の事務所は、城里町に置くこと。
また、落札者は契約締結後、役場税務課に事務所の設置届を提出すること。
4. 契約にあたって議会の議決を必要とするので、下記条文を契約書に記載すること。

(契約成立の日時)

第58条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による城里町議会の議決を得た日から本契約とする。

2 第5条の規定に関わらず、同条第1項第 号の契約の保証は、前項の規定により本契約になった日に付するものとする。

(2) 議決の通知

議会の議決があったときは、乙に次に掲げる事項を通知するものとする。

- ・ 工事番号及び工事名
- ・ 議決された旨及び本契約となる日
- ・ 工期の始期と終期